令和元年度第 12 回開成町課長会議

日時 令和2年3月23日(月)午後1時15分~2時30分

場所 議会全員協議会室

進行 まちづくり部長

1. 町 長

2. 行事予定について(裏面のとおり)

その他

総務課 令和2年度職員研修計画について【5分】

財務課 公募型指名競争入札の試行実施について【5分】

新庁舎落成式開催に伴う職員の協力について【資料無し5分】

環境防災課開成町風水害対策推進プロジェクト報告書について【5分】

福祉課 町内巡回バス運行見直しについて【5分】

保険健康課 国民健康保険に係る令和2年度税制改正について【5分】

神奈川県後期高齢者医療制度に係る保険料率等の改定について

【5分】

介護保険料における低所得者の保険料軽減強化に係る令和2年

度の対応について【5分】

課長会議資料

令和2年3月23日

行政推進部総務課

令和2年度開成町職員研修計画

1 はじめに

開成町人材育成基本方針(以下「基本方針」という。)に掲げた「求められる職員像」である「町民の視点に立ち良質なサービスを提供できる職員」、「仕事の目的を考え、挑戦と改革を続ける職員」、「人とのつながりを大切にし、町民に親しまれる職員」、「複雑化・高度化する行政課題を的確に解決できる職員」、「高い倫理観と責任感を持ち、公平公正で誠実な職員」の実現に資するため、地方公務員法第39条第3項の規定に基づき令和2年度開成町職員研修計画を策定します。

2 基本的な考え方

基本方針に掲げた「職位ごとに果たすべき役割」及び「職員に求められる能力」を踏まえ、各階層に応じた研修を実施します。

さらに、新庁舎における窓口サービスの向上、働き方・仕事の進め方の見直しなどの 諸課題に対応できる人材を育成するため、**職員個人の資質の向上**はもちろんのこと、**組 織力(チーム力)の向上**とそのための**意識改革**を促します。

3 令和2年度職員研修における重点的な取組

① 接遇力の向上

職員研修では、平成29年度からの3か年計画で、1年目は「意識改革」、2年目は「聴くこと」、3年目は「話すこと」をテーマに職員の接遇力の向上に取り組んできました。 令和2年度においては、新庁舎での業務開始に合わせ、窓口業務を分析し、改善点をフィードバックする「接遇サーベイ研修」を実施します。

また、全庁的に接遇力の水準の維持・向上に継続的に取り組んでいくため、接遇指導 者養成研修受講職員による**「接遇研修」**を実施します。

② 組織力の向上

限られた職員で複雑化・高度化する行政課題に的確に対応するためには、新採用職員 を含めた若手職員の早期育成が重要になります。

これまでの派遣研修及び職場内研修(OJT)に加え、「若年層職員向けの庁内研修(担当職員による文書作成、文書管理、法制執務、予算執行、契約、広報等の基礎知識に関する研修)」を実施します。

また、人事評価制度を人材育成に活用するため、「外部講師による評価(指導)の受け方 研修」を実施するとともに、一部の派遣研修について所属長による派遣推薦制度を設け ます。

③ 技術職員の育成

知識と経験を兼ね備えた技術職員を育成するため、国土交通省、全国建設研修センター及び神奈川県都市整備技術センター主催の**「技術職員向け研修」**を積極的に活用します。

④ 業務の合理化・効率化

業務の合理化・効率化を図るため、民間の研修機関が実施する「マニュアル作成研修」及び「RPA(Robotic Process Automation)研修」に職員を派遣します。

4 研修科目の見直し

基本研修フォローアップアンケート等における研修を受講した職員の意見等を踏ま え、次の基本研修の見直しを行います。

また、入庁から 10 年程度で基本研修によって基礎知識・基礎能力を培い、10 年目以降 (概ね主査級) においては選択式によって更なる能力開発を行うことを基本とします。

○法制執務(入門) … 若年層向けの庁内研修に移行

○法制執務(基礎) ··· 派遣中止 ○法学概論 ··· 派遣中止

○地方自治の現状と法 … 希望制の研修に変更

○法制執務(応用) … 主査級の選択科目に変更○企画力開発 … 主査級の選択科目に変更

○財務事務研修 … 主査級の選択科目に追加

5 各種研修の実施概要

① 職場研修

日常の執務の中から問題を考える姿勢を求めながら、仕事を通じて職務の遂行に必要な知識等を実践的に学べる環境を作ります。経験年数・職階等に応じた知識や技能の習得、職員の教養及び社会常識等の向上を図るため、管理職の責任と役割を明確にしていきます。特に、接遇力の向上については全庁体制で重点的に取り組み、住民に親しまれる職員の育成を推進します。

また、平成 25 年度以降設置した大井町・開成町合同職員研修協議会等の近隣市町との協議会を活用し、それぞれとの共通課題解決のための研修を企画・実施し、併せて職員間の交流の促進を図ります。

※平成25年度以降設置した合同職員研修協議会については、企画を各市町から持ち 寄り相乗りで実施する形態をとるため職場研修の扱いとしています。ただし、接遇リー ダー研修などは、派遣研修扱いとします。

② 派遣研修

神奈川県西部広域行政協議会、県西一市二町(南足柄市、大井町及び開成町)合同研

修協議会などの合同研修協議会、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村研修センター、市町村職員中央研修所等の研修に職員を派遣して高度の知識を習得させ、資質の向上を図ります。

ア 神奈川県西部広域行政協議会

県西二市八町の広域で組織され、職員研修の共同開催等について検討・実施することを目的にしています。

イ 県西一市二町合同研修協議会等

近隣市町で組織され、職員研修の共同開催等について検討・実施することを目的にしています。

県西一市二町合同研修協議会 南足柄市・大井町・開成町

南足柄市・開成町合同研修協議会 南足柄市・開成町

大井町・開成町合同職員研修協議会 大井町・開成町

足柄上地区4町合同職員研修協議会 中井町・大井町・松田町・開成町

ウ 神奈川県市町村振興協会 市町村研修センター

神奈川県の市町村職員の資質の向上と能力の開発を図ることを目的に各種研修が実施されています。

エ 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)

地方分権型社会に向けて多様化する住民ニーズに則した市町村行政が推進されるよう、宿泊型の研修を通じて市町村職員の向上を図ることを目的に、全国規模の各種研修が実施されています。

○基本研修・・・公務員として求められる知識・技能の習得や能力の向上を図ります。

新採用職員

町職員として必要な基礎的知識を習得し、職員となった意識の確立と職場への適 応性を養います。

初級職員(主事1級・2級)

初級職員として必要な基礎的知識の習得を図るとともに、公務員としてふさわし い教養を得ることにより、職務遂行上の適切な執務態度を養います。

中級職員(主任主事)

既に習得した知識等を整理させるとともに、職務遂行に必要な知識を得ることにより、積極的、計画的な執務態度を養います。

上級職員(主査)

監督者を補佐代行するための高度な能力と複雑多岐にわたる行政の適正な処理能力及び指導力を養います。

監督者職員(副主幹・主幹)

監督者としての責務と事務事業の正しい管理を認識させ、職場において実践するよう指導し、部下の掌握と指導の技法を養います。

管理者職員(課長級)

近代的、科学的管理の視野及び管理者の職務と役割を認識させ、併せて個人の経 験、知識を調整させ、更に部下の統率及び指導の能力を養います。

経営層職員(部長)

総合的視野に立っての町行政の近代的、科学的運営の知識を学び、経営の役割に 果たす判断と評価の能力を養います。

技能労務職員(現業職員)

公務員として必要な心構え及び態度を習得させるとともに、町政についての基礎 的知識を与えて、職務についての自覚を高めます。

- ○専門研修・・・特定の専門分野について専門的知識と技能を習得させます。特に 技術職員の知識の研鑽を重点的に行います。
- ○特別研修・・・特定の問題について必要と認められる都度、知識を与え能力の向上 を図ります。

③ 自己啓発研修

職員の能力と資質の向上を図るとともに、自発的に学習する姿勢を養い、行政の円滑な運営に役立たせます。

- ア 通信教育講座支援
- イ 自主研究グループへの活動補助
- ウ 各種セミナーへ参加する際の費用負担(派遣研修扱い)

6 研修報告及び効果の測定

- ①研修受講前に学習目標を立て、派遣研修学習目標設定シートを作成(達成度未記 入)し3日前までに提出することとします。
- ②受講が終了した日の翌日から起算して14日以内に、派遣研修報告書(第2号様式)に派遣研修学習目標設定シート(達成度記入済)を添付し報告することとします。
- ③基本研修のうち指定する研修については、受講後の効果確認のため3カ月後に、 基本研修フォローアップアンケートを提出することとします。

令和2年3月23日 課長会議資料 行政推進部財務課

公募型指名競争入札の試行実施について

1. 入札制度の背景と現状の入札制度について

昨年、品確法及び入札契約適正化法が改正されたことにより、入札の公平性や透明性の確保がこれまで以上に要求されるようになりました。

現在、開成町で多く採用している通常型指名競争入札は、実績を重視し指名選考委員会にて指名業者の選定を行っているため、入札機会の公平性や透明性が不明確であります。

これらを改善するために近年は、多くの自治体で条件付き一般競争入札又は公募型指名競争入札を採用しています。

2. 公募型指名競争入札の試行実施

①目的

公募型指名競争入札導入を検討するにあたり、開成町及び入札参加者にとって有効な入札制度なのかを調査することを目的とし、公募型指名競争入札と通常型指名競争入札での違いや問題点を本格導入前に試行実施し、調査する。

②要領

公募型指名競争入札試行要領・・・別紙1(要領、様式1、様式2、様式3)

③結果の活用

試行実施で得られた入札結果を分析し、公募型指名競争入札への移行を検討する。 また、移行範囲(事業種目等)を分析する。

- ④スケジュール
- ・試行実施スケジュール・・・別紙2
- ⑤入札の流れ及び所要日数について・・・別紙3
- ⑥各課等への通知・・・別紙4

公募型指名競争入札試行要領

令和2年 月 日 開財発第 号 行政推進部財務課長通知

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、これまで以上に入札の公平性や透明性の確保が重要視されている。これに伴い、従来の通常型指名競争入札より公平性や透明性が優れている公募型指名競争入札の導入を検討するために試行実施する。

2 公募型指名競争入札の対象業務

令和2年度から令和4年度予算の事業であり、以下のいずれかに該当する もの。ただし、開成町建設工事入札業者等指名選考委員会(以下「委員会」 という。)の第1回及び第2回に付議される案件及びかながわ電子入札共同 システムによる電子入札を行うことが不適当な事業は原則対象としない。

- (1) 130万円以上5000万円未満の工事
- (2) その他、委員会が必要とした事業

3 対象案件の調査

対象事業を選定するため、次年度の発注予定事業を公募型指名競争入札試 行実施に伴う発注事業調査書(様式1)により調査する。調査書には、以下 に該当する事業を全て記入する。ただし、1者随意契約により発注する事業 を除く。

- (1) 130万円以上5000万円未満の工事
- (2)80万円以上の財産の買入
- (3)40万円以上の物件の借入
- (4)50万円以上の役務の提供

4 試行対象事業の選定

試行対象業務の選定は、委員会により行う。

5 試行対象事業件数

試行対象事業件数は事業種目ごとに概ね以下のとおりとする。

- (1) 工 事:5件/年
- (2)財産の買入:3件/年
- (3) 物件の借入: 3件/年
- (4) 役務の提供:5件/年

6 対象事業の通知

財務課は、対象となった事業の所管課へ公募型指名競争入札試行実施事業 決定通知書(様式2)により対象事業を通知する。

7 対象事業の事業執行

対象となった事業の事業執行伺の作成に伴う注意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 指名業者が決定するまで、通常型指名競争入札よりも10日程度日数が掛かるため余裕をもったスケジュール管理をすること。
- (2) 契約の方法の欄は、指名競争入札を選択すること。

8 指名業者選考依頼書の提出

対象となった事業の指名業者選考依頼書の提出については、以下のとおりとする。

- (1)提出書類は、指名業者選考依頼書及び業者選定調書に公募型指名競争入札入札案件概要書(様式3)を添付して提出すること。また、工事については、更に位置図を添付すること。
- (2) 指名業者選考依頼書の執行方法の欄については、指名競争入札を選択すること。

9 指名業者確定後の事務

指名業者確定後の事務については、通常型指名競争入札と同一の手続きとする。

10 不調不落

入札が不調不落であった場合は、通常型指名競争入札により入札を行う。

公募型指名競争入札試行実施に伴う発注事業調査書 (令和 年度)

1	扁											
鱼姆泰斯	オス・ガス・カンのかりに記入してください。規模は不要です。	900,000 新庁舎での開庁時間外の管理及び事務手続きを委託する										
- I the second s	内容を簡潔(どこで何	新庁舎での開庁時間	•									
発注予定額	(予算)	000'006				-						
					,							
1 1	事業名	令和2年度 〇〇業務委託				-		•	•			
	宮薬種目	役務の提供										
!	型型	財務課										
発注時期	四半期	第1四半期										
		(<u>s</u>										

公募型指名競争入札試行実施事業決定通知書

殿

指名選考委員会 委員長 加藤 一男 (公印省略)

次の事業について、公募型指名競争入札を実施します。公募型指名競争入札試行要領 に則り事務を進めてください。

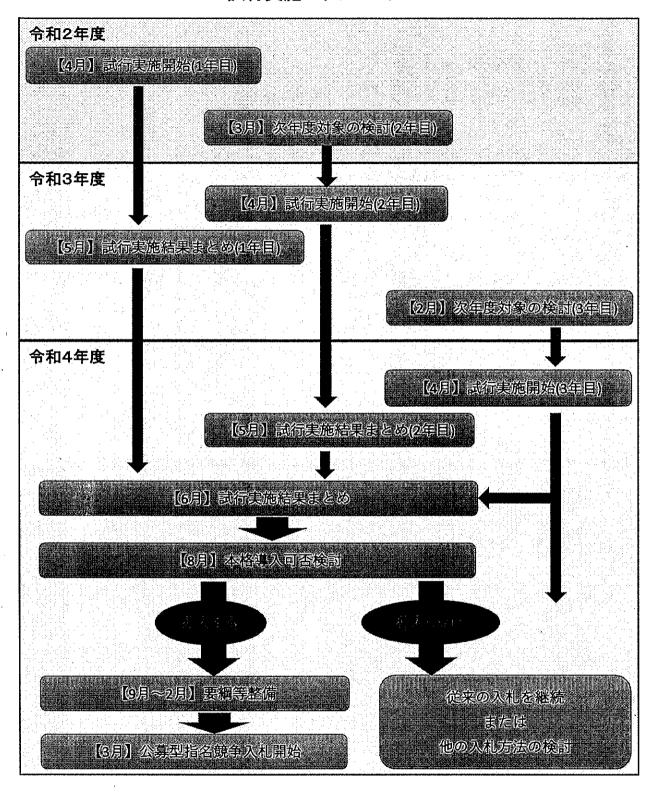
事業名:

公募型指名競争入札入札案件概要書

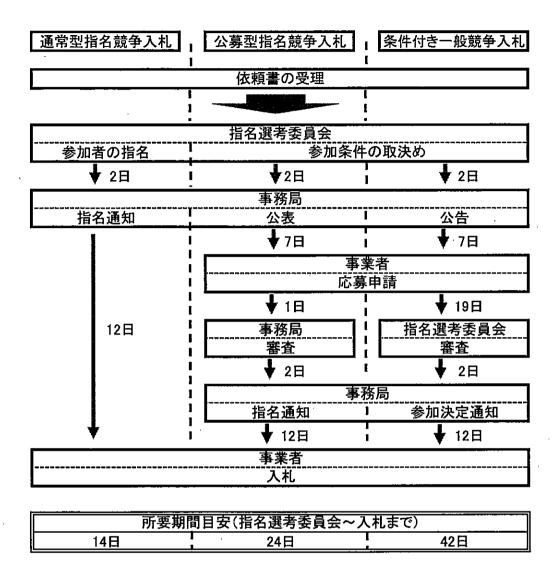
	事業名	•	
	事業場所		
	事業概要 (具体的に記入し	してください)	
1			
	:		
入			, i
札に			
付			
す			
付する事項		,	
項			
		-	
	工種(工事のみ)	% 1	
	完成期限		·
	営業種目(指名選	選考依頼書と同じ)	
	細目※2		
2	格付(工事のみ)		(例:B~D) ~
-	総合評点(工事(かみ)※3	点以上
入	希望順位(委託((例:1位~5位) ~
札参	第2営業種目※		
加	特定建設業の許	可(工事のみ)	
資 格	地域要件※5		
格			その他()
関に	取得資格※6	考慮するISO	
ず		退職金制度※7	労働福祉の状況で退職金又は建退協に加入のあること
関する事		その他	
事			
項	その他 特筆事	唐	
	この心 特手事・	X	
Щ			<u> </u>

- ※1 設計での主工種を記入してください。
- ※2 必要に応じて記入してください。(電子入札資格申請での細目内容を参照)
- ※3 必要に応じて記入してください。
- ※4 必要に応じて選択してください。
- ※5 原則、選択地域内に本店、支店、受任地があることが条件となります。
- ※6 受注者に求める資格を記入してください。
- ※7 委託の場合は消してください。工事の場合はこのままにしてください。
- ※8 その他、条件設定等の相談は財務課に相談してください。

試行実施スケジュール



入札の流れ及び所要日数について



開財発第 号 令和2年3月 日

各課等の長 様

行政推進部財務課長

公募型指名競争入札試行実施に伴う事業調査について(依頼)

公募型指名競争入札試行実施要領の則り、試行実施対象を選考するために、各課令和2年度発注事業の調査を実施いたします。お手数ですが、別紙(様式1)に記入していただき、下記の期日までにご提出ください。

提出書類:公募型指名競争入札試行実施に伴う発注事業調査書(様式1)

提出期限:令和2年4月3日(金)

提出方法: 課ごとにまとめたエクセルデータをローカルメールにて提出

提出 先:財務課 管財担当 鈴木

【補足事項】

調査書には第4回指名選考委員会(5月11日実施)以降に付議する予定の事業を記入してください。ただし、1者随意契約、一般競争入札、プロポーザル方式の入札の事業は記入しなくて結構です。

問い合わせ先 管財担当 鈴木 内線232

開成町風水害対策推進プロジェクト報告書

令和2年3月 開成町風水害対策推進プロジェクトチーム

目 次

○経緯 ~ 会議の進め方	•	•	•	1
〇台風 19 号警戒における意見・改善提案等について【全般につ	い	て]	
協議事項:①-1「家族等への配慮について」 協議事項:①-2「参集基準・職務について」	•	•	•	2
協議事項:①-3「会議関係について」		•		3
協議事項:①-4「職員配備・体制について」 協議事項:①-5「判断・指示について」	•	•	•	4
協議事項:①-6「職員の知識・計画・マニュアルについて」		•		5
協議事項:①-7「情報発信について」 協議事項:①-8「情報の共有について」	•	•	•	6
協議事項:①-9「職員の装備・訓練について」	•	•		7
協議事項:①-10「町民への周知について」	•	•	•	8
〇台風 19 号警戒における意見・改善提案等について 【避難所関	係	に	つい	て】
協議事項: ②-1「マニュアル・訓練関係について」 協議事項: ②-2「職員体制について」	•	•	•	9
協議事項:②-3「職員体制について」 ・	•	•	1	0
協議事項: ②-4「町民への周知、モラルについて」 ・ 協議事項: ②-5「町民への周知、モラルについて」	-	•	1	1
協議事項:②-6「車・ペット関係について」・	•	•	1	2
協議事項: ②-7「開成小学校関係について」 ・ 協議事項: ②-8「福祉会館関係について」	•	•	1	3
◎総括:具体的な実施事項【措置期限】		•	1	4~15
《参考資料》 ・令和元年度台風 19 号 開成町における警戒対応及び経過についる 19 号警戒における意見・改善提案等について(詳細意見・開成町風水害対策推進プロジェクト【総括】 ・開成町風水害対策推進プロジェクトチーム設置要領				· 1 · 3 · 1 3 · 1 5

経 緯

近年、全国各地で地球温暖化が起因するとみられる大規模な風水害被害が発生している。

昨年 10 月には、関東地方を中心に台風 19 号が上陸し、河川の氾濫など大きな被害をもたらした。

開成町においても、台風 19 号への警戒を行うとともに、広域避難所を開設するなどの対応にあたった。

警戒や対応について検証をしたところ、多くの課題がみえてきた。

このため、町では「開成町風水害対策推進プロジェクトチーム」を設置し、課題を整理するとともに、問題点の抽出や解決策の検討を行い、プロジェクトチームとして報告書にまとめた。

- 1 令和元年台風 19号 開成町における警戒対応及び経過について
 - 議員全員協議会説明(令和元年10月18日)
 - 自治会長会議説明(令和元年11月6日)
 - 町ホームページ公表(令和元年12月16日)
- 2 意見等のとりまとめ
 - 消防団からの意見聴取(令和元年10月17日)
 - ・職員からの意見・改善提案等(令和元年11月22日)
 - ・防災部長からの意見聴取(令和元年12月13日)
- 3 プロジェクトチーム関係
 - ・設置要領制定(令和2年1月23日)
 - ・チーム立上げ(令和2年2月7日)
 - 〇第1回会議(令和2年2月17日)
 - 〇第2回会議(令和2年3月2日)
- 4 会議の進め方

職員等からの意見や改善提案等については、事象ごとに次の内容について協議を行った。

- 1 事象ごとの見解
- 2 問題点の抽出
- 3 解決策の検討
- 4 具体的な実施事項の検討
- 5 措置期限の設定

台風 19 号警戒における意見・改善提案等について【全般について】

協議事項:①-1「家族等への配慮について」

事象ごとの見解

地震発災はいつ何時発生するかわからない。自宅にいた場合は家族等の安全を確認した後に速やかに参集することとなる。風水害は予め予想がつく事象であり、報道等から情報を得ることは可能である。

●問題点

- ・職員としての心構えを理解していないし、周知が不足している
- ・町民等には非常持出品の準備や備蓄食の確保等を求めているが、職員自身は確保や準備 されているのか

〇解決策

- ・職員としての心構え、行動手順などの周知を図る
- ・家庭内等での取り決めを事前に行う
- 各自がベストな行動がとれるよう判断基準を設ける

◎具体的な実施事項

・災害時職員行動マニュアルへの記載

協議事項: ①-2「参集基準・職務について」

事象ごとの見解

計画では段階を踏んで職員を参集するが、今回は公共交通機関などの対応も懸念され、避難所開設には人員が必要となることから当初から全職員参集としていたが、周知徹底がなされていなかった。

●問題点

- ・職員としての心構えを理解していないし、周知が不足している
- ・いつ何時連絡があるかという危機感が不足している
- ・家族内で避難行動を決めておくのと同じく、予想される事象については家族内への周知や 依頼しておくことが必要

〇解決策

- ・職員としての心構え、行動手順などの周知を図る
- ・危機感を持つ(寝床に携帯電話を置くなど)
- ・家族内に職員としての行動を理解しておいてもらう

◎具体的な実施事項

・災害時職員行動マニュアルへの記載

協議事項: ①-3「会議関係について」

事象ごとの見解

全職員を一斉に参集するなど計画にはない対応となった。

会議でも計画された人員以外も参集したことにより、他での対応や指示に時間がかかる面があった。

計画はあくまで計画であり、事案によって柔軟的な運用が必要である。計画に凝り固まると対処の不備が発生するおそれがある。

●問題点

- ・地震発災時は違うなどの面から計画の見直しが必要
- ・本部と避難所との連絡不足、情報共有がなされていなかった
- ・台風の進路が迷走していることもあったが、職員へ随時情報提供がなされなかった

〇解決策

- ・次期、地域防災計画では地震編、風水害編に分けた計画を策定
- ・職員も自ら情報に注意を払うとともに、必要な情報は随時提供する (状況図の掲示:災害対策本部内)

◎具体的な実施事項

・災害時職員行動マニュアルへの記載

協議事項:①-4「職員配備・体制について」

事象ごとの見解

計画では段階を踏んで職員を参集するが、今回は公共交通機関などの対応も懸念され、 避難所開設には人員が必要となることから当初から全職員参集とした。事前に担当ごと に準備をする体制が不十分で周知徹底もされていなかった。

避難所運営については、事前に必要な人員を確保する旨を伝えたが、枠内職員で充足できるとの回答から実施に至っているが、雨漏り等で休憩場所が確保できないなどの理由から、担当職員内でのローテーションが機能できなかった。

●問題点

- ・動員計画などの見直しが必要
- ・事前に担当ごとに準備する体制が不十分であった
- 人員や業務の割振りなど柔軟な対応がなされていなかった
- ・自ら動くことなく、待っていることが多かった(指示待ち)
- ・休憩場所、宿泊場所の確保がなされていなかった
- ・本部で全体を把握できていない面があった
- ・状況に応じての参集体制とできないか (消防団)

〇解決策

- ・次期、地域防災計画では地震編、風水害編に分けた計画策定が必要
- ・人員配置の見える化と柔軟な体制づくり、横の連携
- 事前準備体制の確立
- ・休憩場所、宿泊できる場所の確保
- ・施設管理者との事前協議や体制づくり

◎具体的な実施事項

- 地域防災計画への反映
- ・災害時職員行動マニュアルへの記載

協議事項:①-5「判断・指示について」

事象ごとの見解

当日の対応では、その場で決定して動いた事柄が多かった。

時系列、事柄に対する動きを予め決めておくことが必要である。

●問題点

- ・事前準備が不足していた
- ・指示命令系統が明確でなかった

- ・夜間の移動などがあり安全管理がおろそかだった
- ・各課等で意見交換がなされてなかった

〇解決策

- ・各行動を想定したタイムラインの構築
- ・指示命令系統の確立
- ・職員の安全管理、「報告・連絡・相談」の徹底

◎具体的な実施事項

- ・地域防災計画への反映
- ・災害時職員行動マニュアルへの記載
- 各課内での検討

協議事項: ①-6「職員の知識・計画・マニュアルについて」

事象ごとの見解

所属により町内に出る機会の少ない職員や町外からの通勤者も多くなっており、特に 夜間風雨の中でパトロールすることは危険な面がある。

水門の管理などは一部の経験のある職員に頼っている。

●問題点

- ・町を知らない職員が多くなっている
- ・水門操作などは経験によるところが大きい
- ・職員が基本的な防災知識を養う機会がない
- ・各種のマニュアルや図面が不足している

〇解決策

- ・風水害対策に特化した計画の策定
- ・職員向けの洪水ハザードマップの説明会などの研修の実施
- ・発電機などの基本的な扱い方の研修の実施
- 各種の基本操作がわかるマニュアルや図面を準備しておく

◎具体的な実施事項

- ・地域防災計画への反映
- ・職員への研修・訓練の実施

協議事項:①-7「情報発信について」

事象ごとの見解

防災無線から放送する内容について、事前に整えていなかったため、文章作成に時間がかかった。また、現在は各ツールへの一括送信できるシステムでないため、送信の際に時差が生じている。

●問題点

- ・防災無線から放送する内容が確立されていない
- ・ツールへの一括送信ができない
- ・防災担当と企画政策課との連携が不十分であった
- ・情報共有が図られていない
- ・現場からの情報が本部へ伝わりづらい
- ・役場が停電してしまうと、ネット系が全て使用できない

〇解決策

- ・風水害にも対応した防災無線放送文例集を作成する
- ・防災無線から各種ツールへ一括送信できるシステムの構築
- ・災害に強いネット環境、画像等の転送が可能なシステム
- ・情報の一括管理(担当)
- ・GISツール等の活用

◎具体的な実施事項

- ・災害時職員行動マニュアルへの記載
- 各種事案に対応した文例集の作成
- ・防災無線デジタル化での対応

協議事項:①-8「情報の共有について」

事象ごとの見解

避難所への情報提供が上手く機能せず、避難所では孤立感があった。 庁舎内での警戒態勢も各課等で分散されており、情報伝達も適切ではなかった。

●問題点

- ・避難所へ情報伝達がなされていなかった
- ・避難所では無線以外に情報を得る手段がない
- ・情報を待っている状態で、情報を得る動きをとらなかった
- ・情報の見える化に課題がある
- ・庁舎内での待機の仕方が確立されていない

〇解決策

- ・各避難所への情報伝達体制を確立する
- ・避難所で情報を得る手段を多様化する
- ・情報は待たずに、取りにいくことの意識づけを行う
- ・情報を見える化する(状況図の掲示)
- ・職員の運用要領の具体化(総務の人員現況を活用)
- ・消防団との情報共有と連携

◎具体的な実施事項

- ・災害時職員行動マニュアルへの記載
- ・避難所への情報収集手段(テレビ)の設置検討

協議事項:①-9「職員の装備・訓練について」

事象ごとの見解

職員の基本的な装備の更新時期などが確立されていない。防災服についても厚手なので夏には暑く、着替えの予備もない状況である。

職員の安全管理についても確立できていない。

●問題点

- ・職員の装備品が定期性に管理されていない
- ・町で準備するもの、自分で用意するものが不明確である
- ・職員の休憩場所と併せて、簡易ベッドなどの備品整備も必要
- ・安全管理について意識が薄い

〇解決策

- ・職員への支給品の更新時期など一括管理を行う(被服簿の作成)
- ・職員、町で準備するものか明確にする
- ・防災服の扱いについて規定する
- ・職員の休憩場所等に係る備品を充実させる(仮眠所設置)

◎具体的な実施事項

- ・災害時職員行動マニュアルへの記載
- 担当部署での被服簿作成

協議事項:①-10「町民への周知について」

事象ごとの見解

洪水ハザードマップの説明会を自治会単位等で実施したが、地震発生時との違いなど を理解してもらうには時間がかかると感じた。

浸水対応訓練も実施しているが、訓練で避難した避難所ありきで考えている町民が多いことも今回の台風時の問い合わせでも実感している。

●問題点

- ・地震発生時との違いを理解していない
- ・町民への説明が不足している
- ・情報発信時にどう伝えるか難しさがある

〇解決策

- ・洪水ハザードマップの説明会を継続して行う
- ・町民への情報伝達の方法を工夫する
- ・台風シーズンを捉えて町民へ周知を図る (時期的なもの)

◎具体的な実施事項

- ・町民への周知・説明
- ・各種事案に対応した文例集の作成

台風 19 号警戒における意見・改善提案等について【避難所関係について】

協議事項:②-1「マニュアル・訓練関係について」

事象ごとの見解

避難所マニュアルは地震発災後に避難してきた方を収容するなどの内容になっている。 避難所ごとのレイアウトが必要であり、休憩場所や病人、乳幼児をもつ家庭などへの配 慮が必要。シミュレーションによる職員向けの訓練が必要。

●問題点

- ・風水害に対応した避難所運営マニュアルがない
- ・避難場所ごとの区画の仕切り方、休憩場所の配置などのレイアウト図がない
- ・職員向けに発電機の使い方や、シミュレーションによる現場での訓練がない
- ・学校施設等の使用の可否等が不明

〇解決策

- ・風水害に対応した避難所運営マニュアルを作成する(施設ごと)
- ・避難場所ごとに区画の仕切り方、休憩場所の配置などのレイアウト図を作成する
- ・職員向けに発電機の使い方や、図上・シミュレーションによる現場での訓練を実施する
- ・学校施設管理者等の事前調整、調整結果について周知する

◎具体的な実施事項

- ・風水害編避難所運営マニュアル作成(レイアウト図)
- 防災訓練等を活用しての職員への訓練実施
- 避難所職員対応マニュアル作成(事前調整事項)

協議事項:②-2「職員体制について」

事象ごとの見解

現場で指示命令系統が不十分で、本部等との意思疎通ができていなかった。 人員については、調整のうえに配備したが、施設により休憩場所が確保できないなど、 避難者の目に常時さらされる状態となり、疲労が蓄積された。

●問題点

- ・避難所運営要員のローテーションが機能しなかった
- ・休憩場所が確保できなかった
- ・本部との意思疎通、避難所内での指示命令が生かされなかった

〇解決策

- ・施設ごとに休憩場所や職員の常駐場所を事前に決めておく
- ・基本的な班編成、ローテーションの仕方を決めておく
- ・本部との連絡者、避難所内の責任者を避難所開設時に決める(マニュアル化)
- ・医療職の派遣体制づくり(車両含め)

◎具体的な実施事項

- ・避難所職員対応マニュアル作成(勤務表作成・組織図作成)
- ・風水害編避難所運営マニュアル作成 (レイアウト図)

協議事項: ②-3「職員体制について」

事象ごとの見解

今回は停電がなかったが、停電になった場合はどう対応できたのか、避難所内の町民への情報提供や時系列のお知らせ(掲示板)が必要である。

情報については、受け身でなく取りに行くことも必要である。

●問題点

- ・防災無線だけでは、情報共有が上手くできなかった
- ・情報が来るのを待っている状態であった
- ・防災倉庫内の拡声器を活用できなかった
- ・情報を得る手段が少なかった(TV等)

〇解決策

- ・防災行政無線の更新で町職員専用無線機を導入する
- 連絡通信担当を決め運用する
- ・TV が視聴できるように設備を整えていく

◎具体的な実施事項

- 防災無線デジタル化での対応
- ・避難所職員対応マニュアル作成(組織図作成)
- ・風水害編避難所運営マニュアル作成(物品一覧)
- ・避難所設備の検討

協議事項:②-4「町民への周知、モラルについて」

事象ごとの見解

洪水ハザードマップを配布し、自治会ごとに説明会を開催しているが、地震発災時との 違いなどを理解いただくことが難しく、時間を要する。

避難する場合の心得など町民への周知、避難者への情報提供手段の確保、情報提供のルールづくりが必要。

●問題点

- ・町民への洪水ハザードマップの周知、説明が不足している
- ・避難する場合の心得やルール作りが必要
- ・避難者への情報提供手段、あり方の検討が必要

〇解決策

- ・町民への洪水ハザードマップ説明会を開催する
- ・避難する場合の心得、ルールを作り周知する
- ・避難所で統一した情報提供が行えるようマニュアル作成、掲示板等の配備

◎具体的な実施事項

- ・町民へのハザードマップの説明
- ・町民向けのルール等の作成と周知
- 避難所職員対応マニュアル作成(情報伝達方法)

協議事項:②-5「町民への周知、モラルについて」

事象ごとの見解

避難所での備蓄品や物品等の充実が求められるが、どこまで準備するのか、今回の反省 等を踏まえて物品の見直しを図っていく必要がある。

●問題点

- ・防災倉庫に何が入っているか理解できていない
- ・物品等の使い方がわからない
- ・物品等が適正に管理されていない
- 物品等が充足できていない(半端な数で運用できないものもある)
- ・ 避難場所の表示がない (風水害への対応)

〇解決策

・防災倉庫内の物品一覧は備え付けてあるが、活用できていないので訓練と併せて事前に確認しておくことが必要

- ・物品(発電機など)の使い方について職員を対象とした訓練を実施する
- ・備蓄品・物品の適正管理、空き教室等の活用
- ・数が充足できていない物品 (パーテーションなど) 今後の整備方針を定めて整備を進める
- ・風水害にも強く、臨機応変に使用できるボードなどを準備しておく
- ・スマートフォンや携帯電話の充電についてもルールの中に入れる

◎具体的な実施事項

- ・防災訓練等を活用しての職員への訓練実施
- 防災倉庫内備品の再検討、適正な管理
- 風水害編避難所運営マニュアル作成(物品一覧)

協議事項:②-6「車・ペット関係について」

事象ごとの見解

車の使用やペットについても避難する場合の心得やルールに取り込み周知する必要がある。また車を乗り入れていい場所、ペットを受入れできる施設なども明確にしておく。

●問題点

- ・車の使用やペットに関するルール等がない
- ・施設管理者との事前調整がなされていない
- ・ペットのしつけについて飼い主への周知が不足している

〇解決策

- ・車の使用やペットに関してもルールづくりを行う
- ・施設管理者と事前調整を行う
- ・飼い主の責任(しつけ、餌など)について周知を図る
- ・普段とは違うことを強調し、ルールに従うよう指導を徹底する

◎具体的な実施事項

- ・町民向けのルール等の作成と周知
- 避難所職員対応マニュアル作成(事前調整事項)

協議事項:②-7「開成小学校関係について」

事象ごとの見解

想定外な対応は予想されるが、施設の事前確認や不具合等の修繕を行い、施設の有効利用を図る必要がある。また、避難者の苦情や不安材料となるものは減らしておきたい。

●問題点

- ・現状として施設により、設備に大きな違いがあるので、自分や家族で避難する場所につい て検討するよう周知も必要である
- ・施設内でガラスの近くなど危険と予想される場所へは避難させないなどの取り決めも必要である

〇解決策

- ・施設管理者と合同での現場確認、施設設備の把握等を行う
- ・事前に町民へ周知する内容を精査する(施設面)

◎具体的な実施事項

- ・施設設備の把握と計画的な修繕の実施
- 避難所職員対応マニュアル作成(施設危険個所等)

協議事項:②-8「福祉会館関係について」

●問題点

- ・正規の名称で情報を流さなかった
- ・避難所でのルール作成や本来避難する場所の周知が必要
- ・不足していた物品等を充実させていくことが必要

〇解決策

- ・放送する内容について予め明文化しておく
- 福祉会館は「災害時要援護者用拠点施設」である旨など、周知を徹底する
- ・今回の反省等を生かし、物品等を充実させていく

◎具体的な実施事項

- ・防災倉庫内備品の再検討、適正な管理
- ・町民向けのルール等の作成と周知

◎総括:具体的な実施事項【措置期限】

具体的な実施事項	解決策	詳細事項
	風水害に特化した計画策定	職員動員計画
地域防災計画への反映		事前準備体制
【地域防災計画策定時】	行動を想定したタイムライ	各課(班)での事前準備
	ン構築	
	職員向け研修・訓練実施	研修・訓練の必要性
	職員心得、行動手順、判断基	職員心得、行動手順、判断基準
	準の周知	の作成
	家庭内での備蓄等周知	備蓄品等の例示
//	情報(収集・提供)あり方	情報(収集・提供)手順作成
災害時職員行動 マニュアル策定	人員現況板活用や職員運用	職員運用の考え方
【令和2年6月末までに	休憩場所等の確保	基本的な考え方
概要版を作成】	安全教育の実施	安全管理事項
※随時見直しを加えていく	情報の一括管理	連携手順作成
	避難所への情報伝達確立	情報伝達手順作成
	勤務体系の確立	待機要領作成
	個人準備物品の明確化	個人準備品の例示
職員向け研修・訓練実施	職員向け研修実施	研修部署との連携
【年度ごとに実施】		(町に関すること、防災知識、水
令和2年度は3月末までに		門操作、機器操作、情報収集法)
実施		
職員被服簿の作成	防災服取扱い規程確認	規程の見直し
【令和2年6月末】		
各種文例集の作成	防災無線放送内容の確立	事案ごとの想定文例集
【令和2年6月末】		住民への伝達要領作成
防災無線デジタル化	システムの構築	各ツールへの一括送信
での対応【工事が完了する		停電時のネット対応
の令和2年11月末】		機器更新による重層化
各課(班)での検討	各種マニュアル・図面準備	マニュアル・図面作成
【令和2年12月末】	<u></u> 日報告・連絡・相談徹底	□コミュニケーションづくり、指示連絡系統
※随時見直しを加えていく		の確立
※訓練での実践		

	洪水ハザードマップ説明会 の継続	地震との違い、要援護者用拠点施 設の役割など
住民への周知、説明 【令和2年度から実施】	台風シーズン前からの備え の周知	HP への掲載
	避難時の心得やルール周知	避難時の心得やルールの作成
	車の使用に関した周知	車の使用に関するルール作成
	ペットに関したルール周知	ペットに関したルール作成
		飼い主の責務作成
風水害避難所運営	風水害に対応したマニュア	施設ごとの運営マニュアル作成
マニュアル策定	ル作成	施設ごとの区画割、休憩場所など
【令和2年6月末までに		のレイアウト図作成
概要版を作成】		施設ごとの物品一覧作成
※随時見直しを加えていく		
避難所職員対応	施設管理者との事前調整	施設の使用可否確認
マニュアル作成		危険個所の把握
【令和2年6月末までに 概要版を作成】	勤務割表の作成	運営要員のローテーション
※随時見直しを加えていく	組織図の作成	責任者・連絡担当者確立
	統一した情報伝達方法	担当決め、見える化
避難所設備の改善 【検討し、令和3年度予算	情報伝達手段の多様化	避難所へのTV設置検討
への反映】	施設の有効利用	不具合箇所の修繕
避難所備品・備蓄品の	管理の適正化	空き教室の活用(倉庫他)
検討 【令和2年度中】	必要物品の洗い出し	物品の整備方針検討

課長会議資料

令和2年3月23日

保健福祉部保険健康課

国民健康保険に係る令和2年度税制改正について

地方税法施行令及び国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正される。(令和2年4月1日施行予定)これにより、今後、開成町国民健康保険税条例を改正する予定である。

【改正内容】

- 1 国民健康保険税の基礎課税額について、医療給付費分に係る課税限度額を 61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17 万円に引き上げる。
- 2 低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準については次のとおりとする。
 - ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗じる金額を28万円から28万5千円に引き上げる。
 - ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗じる金額を51万円から52万円に引き上げる。

【今後の予定】

4月予定 開成町国民健康保険税条例の一部改正

6月 国民健康保険税本算定

【参考】

1. 課税限度額の引き上げ

保険税の基礎課税額(医療給付費分、介護納付金分)に係る限度額が見直され、合計で3万円の引き上げになりました。

	現行	改正	備考
医療給付費分	6 1 万円	6 3 万円	2万円引き上げ
後期支援金分	19万円	19万円	据置
介護納付金分	16万円	17万円	1万円引き上げ
計	96万円	9 9 万円	3万円引き上げ

2. 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げ

(現行)

区分	世帯の合計所得 (世帯主+国保加入者+旧国保被保険者)
7割軽減	33 万円以下
5 割軽減	33 万円+(<u>28 万円</u> ×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数) 以下
2 割軽減	33 万円+(<u>51 万円</u> ×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数)以下

(改正)

区分	世帯の合計所得 (世帯主+国保加入者+旧国保被保険者)
7割軽減	33 万円以下
5 割軽減	33 万円+(<u>28 万 5 千円</u> ×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数)以下
2割軽減	33 万円+(<u>52 万円</u> ×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数)以下

(注) 旧国保被保険者: 国保に加入していて、平成 20 年 4 月以降、後期高齢者 医療保険へ移行した人のこと。

課長会議資料

令和2年3月23日

保健福祉部保険健康課

神奈川県後期高齢者医療制度に係る保険料率等の改定について

1 保険料率等の算定

- 保険料率の算定にあたり、2年間の財政運営期間における医療給付費、保健事業に要する費用、審査支払手数料等の「費用見込額」から、国庫負担金等の公費負担、後期高齢者交付金等の「収入見込額」を差し引いた「保険料収納必要額」に「予定収納率」を勘案して「賦課総額」を算出し、これを基に所得係数により所得割と均等割に割り振ることとなっている。
- 令和 2・3 年度の保険料率については、国が示す各数値を踏まえ、神奈川県の実績等を勘案し、被保険者数、医療費、給付費等の基礎数値に照らして、期間を通じて保険財政の均衡を保つことができるように算定される。
- 政令に基づき、保険料賦課限度額の引上げ及び低所得者にかかる保険料軽減措置の見直しが行われる。

2 算定に影響を与える主な要素

① 被保険者数

高齢化により令和元年9月に113万人を超え、令和2年度以降も引き続き増加が見込まれる。

- ② 医療費
 - 一人当たり医療費について、令和2年度以降も増加が見込まれる。
- ③ 高齢者負担率

医療給付費に対する保険者負担分である高齢者負担率についても、上昇が 見込まれる。

④ 剰余金

平成30年~令和元年の財政収支で生じる剰余金を見込んで試算する。

3 保険料率(試算結果)について

上記の各要素を積み上げた試算結果は次のとおり。今後、各種数値の変動等により最終的な保険料率(案)を確定させ、広域連合議会で審議する。

- ○所得割率 8.74% (前期比 +0.49%)
- ○均等割額 43,800 円 (前期比 +2,200 円)

4 政令による賦課限度額および軽減措置の見直し

- ○賦課限度額 64万円(前期比 +2万円)
- ○均等割の軽減措置の見直し

【現行】

区分	基準となる所得額
8.5割軽減	33 万円以下
8割軽減	上記のうち被保険者全員が年金収入 80 万円以下など
5割軽減	33 万円+ (<u>28 万円</u> ×被保険者数) 以下
2割軽減	33 万円+ (<u>51 万円</u> ×被保険者数) 以下

【改正】

区分	基準となる所得額
7.75割軽減 ※	33 万円以下
<u>7 割</u> 軽減	上記のうち被保険者全員が年金収入 80 万円以下など
5割軽減	33 万円+ (<u>28 万 5 千円</u> ×被保険者数) 以下
2割軽減	33 万円+ (<u>52 万円</u> ×被保険者数) 以下

※ 本則は7割であるが、8.5割軽減の方に対しては令和2年10月から適用されるため令和2年度は7.75割軽減となる。

5 今後のスケジュール

3月27日に開催される広域連合議会において、関連条例案が上程され、審議 される予定。

令和 2 年 3 月 23 日 課 長 会 議 資 料 保健福祉部保険健康課

介護保険料における低所得者の保険料軽減強化に係る 令和2年度の対応について

1 経緯

国では、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)」による「介護保険法(平成9年法律第123号)」の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、2015年4月から第1段階を対象に一部実施してきました。

また、令和元年 10 月には消費税率の 10%への引き上げに合わせ、これまでの第1段階だけでなく新たに第2段階及び第3段階も対象とした軽減強化(半年分)が実施されました。

なお、令和2年度においては、低所得者の保険料軽減強化が完全実施となり、その内容は次のとおりです。

低所得者の保険料軽減強化の完全実施に係る内容

- ・第1段階の保険料基準額に対する割合:0.45→0.3
 - ※ 令和元年 10 月に実施した町の割合: 0.45→0.375
- ・第2段階の保険料基準額に対する割合:0.75→0.5
 - ※ 令和元年 10 月に実施した町の割合: 0.75→0.59
- ・第3段階の保険料基準額に対する割合:0.75→0.7
 - ※ 令和元年 10 月に実施した町の割合: 0.75→0.71

2 開成町における保険料の設定

国の低所得者の保険料軽減強化の完全実施により、開成町においても保 険料の調整率の変更による令和2年度保険料を設定します。

介護保険料は、開成町介護保険条例(平成12年条例第6号)で規定されているため条例の一部改正になりますが、国の軽減強化完全実施に係る政令が現時点で公布されていないこと、令和2年度保険料の賦課(本算定)が5月下旬であることから、それまでに議案を上程する予定としています。

※ 政令の公布は令和2年3月末の見込みとなっています。

3 その他

今回の保険料軽減も含めて、町条例上の保険料と軽減後の保険料との差額については、第1段階から第3段階までの各段階における人数を乗じた額のうち国が1/2、県が1/4を負担し、介護保険事業特別会計への一般会計繰出金の特定財源になっています。

なお、令和2年度における各段階別の差額は次のとおりです。

区分	保険料	(円)	差額(円)
	条例上	軽減後	左領(门)
第1段階	32, 160	19, 290	△12,870
第2段階	43, 730	32, 160	△11,570
第3段階	46, 310	45, 020	△1, 290

【参考】

第7期 介護保険料所得段階一覧【抜粋版】

=r 48 cn. 014	4.4.4		介護保険组	条例第5条	令和 2 年度	
所得段階 対象者		对 家 有	調整率	保険料	調整率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町 ^本	付民税非課税で老齢福祉年金受給者 本人の前年の課税年金収入金額と合計所得 金額の合計が80万円以下	0. 5	32, 160	<u>0. 3</u>	<u>19, 290</u>
第2段階	世帯全員が市町村 民税非課税	本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0. 68	43, 730	<u>0. 5</u>	<u>32, 160</u>
第3段階		本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円超	0. 72	46, 310	<u>0. 7</u>	<u>45, 020</u>